

令和 6 年度

生活保護法 指定医療機関 一般指導 (第一部)

医療扶助の事務取扱上の留意事項について

東京都福祉局指導監査部

指導第一課 指定医療機関指導担当

医療担当の義務

■ 生活保護法第50条第1項

「指定医療機関医療担当規程」の規程に従い懇切丁寧にその医療を担当すること。

※「指定医療機関医療担当規程」(昭和25年厚生省告示第222号)

医療担当の診療方針・診療報酬

■ 生活保護法第52条により、医療を担当すること。

○生活保護法第52条第1項

指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

○生活保護法第52条第2項

前項によることができないとき、適当でないときは、厚生労働大臣の定めるところ(※)による。

※「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」
(昭和34年5月6日厚生省告示第125号)

保険外併用療養の非適用

- 保険外併用療養費（評価療養・患者申出療養・選定療養）の支給に係るものには医療扶助は適用されない。
- 患者の希望（患者が費用負担を申し出）があつたとしても併用療養は告示により認められないと解される。

（昭和34年厚生省告示第125号「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」）

医療扶助の対象とならない保険外併用療養費の例

○評価療養→先進医療（高度医療を含む）など

○選定療養→特別の療養環境（差額ベッド）

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）など

※例外として、選定療養の一般病棟入院料等を算定する病床への180日超えの入院（長期入院選定療養）に関しては状況により医療扶助の対象となる場合がある。

医療担当の責務（後発医薬品の使用）

- 医療の給付のうち医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができる¹と認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

（生活保護法第34条第3項、指定医療機関医療担当規程第6条）

医療担当の責務（明細書の無償交付）

- 指定医療機関は、正当な理由がない限り、患者からの求めがない場合でも個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無償で交付する。

（指定医療機関医療担当規程第7条第2項）

- 明細書を発行する旨を院内掲示する。
- 院内掲示事項をウェブサイトへ掲載する。

（「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」（令和6年3月5日付保発0305第11号厚生労働省保険局長通知））

医療担当の責務（指導等に従う義務）

■（生活保護法第50条第2項）

患者の医療について、都道府県知事が行う指導に従わなければならない。

■（生活保護法第54条第1項）

都道府県知事は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

指導(法第50条第2項)

指定医療機関に対する指導は、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するため、法による医療の給付が適正に行なわれるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図る。

■ 一般指導

都においては、年1回、主に指定更新年度を迎える指定医療機関を対象に、法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会方式等で実施

■ 個別指導

指導の対象となる指定医療機関において、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について診療録その他の帳簿書類等を閲覧するとともに、関係者から説明を求め、面接懇談方式で実施

検査(法第54条第1項)

被保護者にかかる診療内容及び診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底せしめ、もって医療扶助の適正な実施を図る。

■ 検査対象の選定

- 診療内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき。
- 診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき。
- 度重なる個別指導によっても診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られないとき。
- 正当な理由がなく個別指導を拒否したとき。

■ 措置

行政上の措置（指定取消、効力停止、戒告、注意）、 経済上の措置

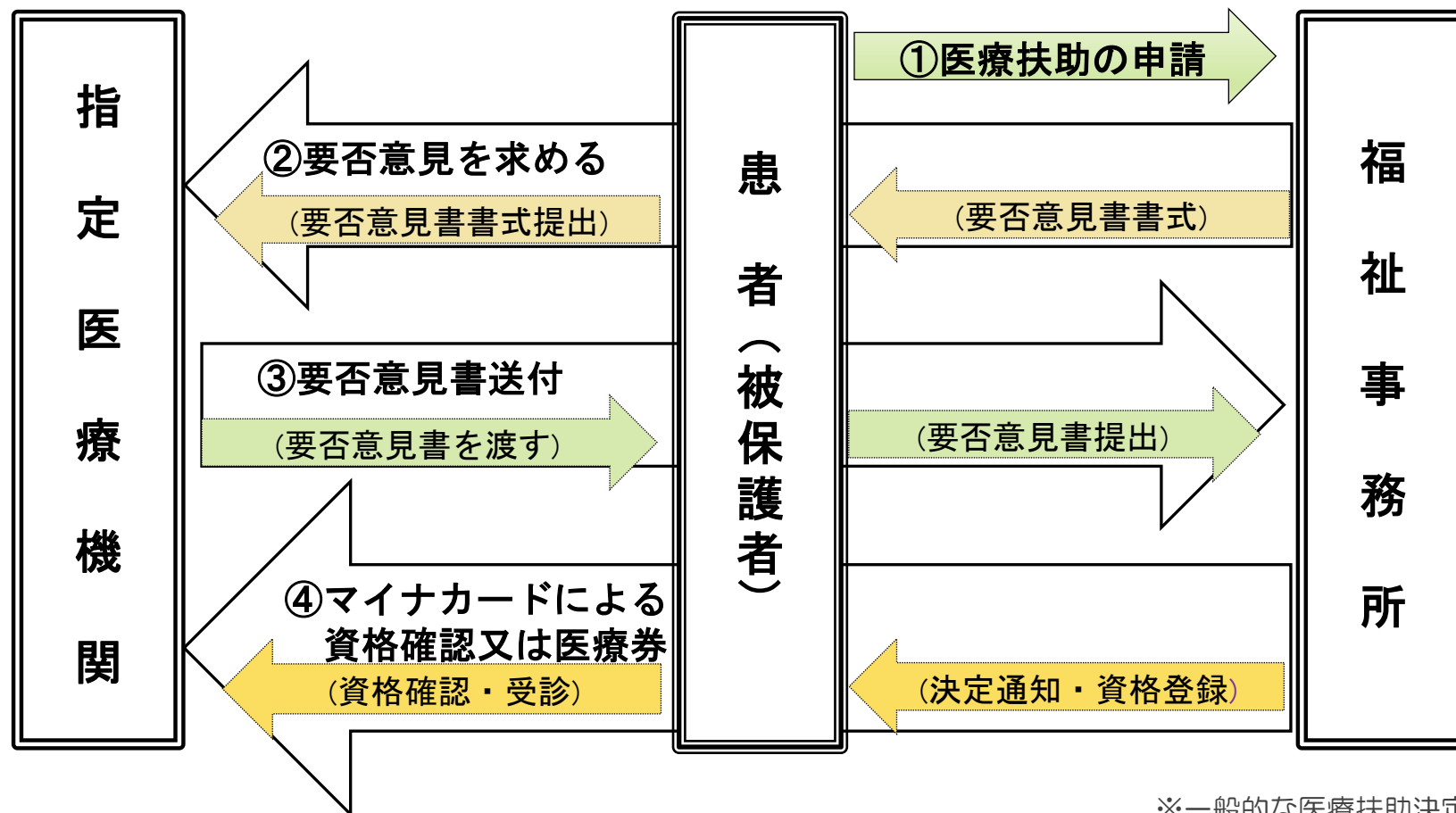
医療扶助の範囲

医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、次に掲げる事項の範囲内において行われる。

(生活保護法第15条)

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料
- 3 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 6 移送

医療扶助の申請から決定まで



※一般的な医療扶助決定の流れ

医療扶助に於けるオンラインによる資格確認について

- オンライン資格確認のネットワークを利用
- 医療機関では、医療保険と同様に認証付きカードリーダーを使用
 - ※原則はオンライン資格確認によりますが、一方、マイナンバーカードと資格確認情報を紐づけできていない等、紙の医療券が使用される場合もあります。
- 受診する医療機関等を個別に福祉事務所が決定、委託する現行の枠組みそのものは変更なし。
- 医療要否意見書については現行通り「書面」によるやり取り。

【重要】

「医療扶助」のオンライン資格確認等導入に係る国の助成金について、申請できる場合があります。詳細は国にご確認ください。

医療の要否確認

要否意見書による医療の 要否確認

福祉事務所長等は、医療扶助を行う必要があるか否かを判断する資料として、医療要否意見書により指定医療機関から意見を徴して医療の要否を確認する。

様式第13号

医療要否意見書

※1 医科 2 歯科		※1 新規 2 継続(単・併)		※受理日 年 月 日		年 月 日	
(氏 名) (歳)に係る医療の要否について意見を求めます。							
院(所)長 殿						令和 年 月 日 福祉事務所長 (印)	
傷 病 名 又 は 部 位	(1)	(1) 年 月 日		転 帰 (継続のとき記入)	年 月 日		
	(2)	(2) 年 月 日			治	死	中
	(3)	(3) 年 月 日			ゆ	亡	止
主 要 症 状 及 び 今 後 の 診 療 見 込 (今後の診療見込に関連する臨床検査結果等を記入して下さい。)							
治療見込期間	入院外	か月 日間	概算	(1) 今回診療日以降 1か月間	(2) 第2か月目以降 6か月目まで	福 祉 事 務 所 へ の 連 絡 事 項	
	入 期 間	か月 日間	医療費	円	円		
	(予定) 年月日	年 月 日	費	(入院科) 円	(入院科) 円		
上記のとおり(1 入院外 2 入院)医療を(1 要する 2 要しない)と認めます。							
福祉事務所長 殿						令和 年 月 日	
指定医療機関の所在地及び名称 院 (所) 長 担 当 医 師 (診療科名)							
※嘱託医 の意見							

医療要否意見書の書式

医療要否意見書の記載ポイント

様式第13号

医療要否意見書

※1 医科 2 歯科		※1 新規 2 継続 (単・併)		※ 受 理 年 月 日		年 月 日	
(氏 名) (歳) に係る医療の要否について意見を求めます。 _____ 院 (所) 長 殿							
						令和 年 月 日	
						福祉事務所長 印	

傷 病 名 又 は 部 位	(1)	初 診 年 月 日	(1)	年	月	日	転 帰 (継続のとき記入)	年	月	日
	(2)		(2)	年	月	日		治	死	中
	(3)		(3)	年	月	日		ゆ	亡	止

主 要 症 状 及 び 今 後 の 診 療 見 込 (今後の診療見込に関連する臨床検査結果等を記入して下さい。)									
治療見込期間	入院外	か 月 日 間	概 算 医 療 費	(1) 今回診療日以降 1 か月間	(2) 第2か月日以降 6 か月目まで	福 祉 事 務 所 へ の 連 絡 事 項			
	入 期 間	か 月 日 間		円	円				
	院 (予定)	年 月 日		(入院科) 円	(入院科) 円				

上記のとおり (1 入院外 2 入院) 医療を (1 要する 2 要しない) と認めます。									
						令和 年 月 日			
福祉事務所長 殿									

ポイント2

ポイント3

ポイント1

ポイント3

ポイント1

記載のポイント1 日付

■ 提出日は手続きの効力を示す重要な記載

「〇年〇月〇日からの医療の要否について意見を求めます」と記載されているので、その日付より前に医療機関からの提出があることが原則

福祉事務所からの依頼が遅れる場合は速やかに提出すること

提出の手続きが遅れると「〇年〇月〇日」から提出の日まで、医療の必要性が判断されないまま治療がされているということとなる。

記載のポイント2 傷病名と部位

- 意見書が必要な期間において(最長6か月)診療が必要な傷病名、部位、症状等を記載すること。
- 診断が確定されていない場合は、所謂疑い病名を記載すること。
- 代表的な傷病名が複数ある場合には、複数記載すること。
- 専門用語、略語はなるべく使わないこと。

記載のポイント3 主要症状等の記載

- 主要症状及び今後の診療見込欄は、
今後の診療見込又は今後の診療見込に関連する臨床諸検査結果等を記入する。必要に応じて検査結果等を添付する。

継続で、病状に変化がなくても、提出の省略又は記載の省略はできません。また、「上記疾患のため継続加療が必要」だけでなく、具体的に記載をしてください。

- 治療見込期間欄は、今後医療が必要な期間の見込みを記載する。
- 継続中で今後治療の必要が無くなる場合、転帰欄に記入する。

記載のポイント4 その他

- 新規患者や救急搬送された患者で詳細な状況がわからない場合
提出することを優先し、「救急搬送の状況」、「症状・状態」、「現在の治療と経過」、「急変時の対応状況」を記載する。
- 臨床検査結果を待っていると提出が遅れてしまう場合
提出することを優先し、「検査結果待ち」等と記載する。

その他の要否意見書

■ 訪問看護要否意見書

居宅において看護師等が療養上の世話又は診療を補助する必要性を踏まえ「要する」「要しない」を判断

■ 施術の給付要否意見書

治療上不可欠と認められる場合に「同意」

■ 治療材料または移送の給付要否意見書

傷病の程度及び給付の必要性を踏まえ「要する」「要しない」を判断

要否意見書は、**医学的知見に基づき**作成、同意する。

被保護者(生活保護)受診時の注意事項

■ 医療券の提出(紙)がある場合

有効期間を確認する。

■ 救急車で搬送されてきた生活保護患者の場合等

急迫状況の場合は、まずは福祉事務所へ第一報を入れる。

住所・居所がある→患者の住所又は居所がある福祉事務所に連絡する。

住所・居所がない→医療機関所在地を所管する福祉事務所に相談する。

頻回受診の適正化について

厚生労働省社会・援護局保護課長通知 平成14年12月9日 社援保発0322001号
「頻回受診者に対する適正受診指導について」

- 医療費の適正化のため、福祉事務所は頻回受診患者（月15回～）について、主治医への訪問を行い意見を聴取することが求められています。
- 福祉事務所の職員が医療機関を訪問し、患者について受診状況を確認する場合には、ご協力をお願いいたします。
- 福祉事務所の職員は、患者への指導ののち、医療機関に対して電話等により受診状況を確認します。

向精神薬の重複処方 of 適正化の徹底

厚生労働省社会・援護局保護課長通知 令和4年12月9日 社援保発1209第1号
「医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化に係る取り組みの徹底について」

- 福祉事務所は、向精神薬の重複処方についてレセプト等により確認をしています。
- 上記の事例が確認された場合、福祉事務所は主治医等へ確認し、医療機関と協力し患者への適正な受診を指導することとなります。
- 福祉事務所は、必要に応じて法第28条に基づく検診命令を行い、また法第27条1項に基づき、患者に対し指導・指示を行います。

医療扶助における医薬品の適正使用の推進

厚生労働省社会・援護局保護課長通知 令和5年3月14日 社援保発0314第1号
「生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について」

- 医療扶助においても薬剤の重複投与、多剤投与について医師や薬剤師等と連携し医薬品の適正な使用を推進することが求められています。
- 福祉事務所は、レセプト等を利用して薬剤の重複投与、多剤投与について確認をしています。
- 上記の事例が確認された場合、福祉事務所は主治医等へ確認するとともに医療機関と協力し患者への適正な受診を指導することとなります。ご協力をお願いいたします。

本篇は、東京都発行の「**指定医療機関のしおり**」を参考に作成しております。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/hogo/iryokikan.html>

※このしおりには、当指導の内容も含め指定医療機関として把握しておいていただきたいことがまとめられています。是非ご一読ください。

記載例)・被保護者の方が指定医療機関を受診した際に、その方の収入状況により、自己負担額が生じる場合があること

- ・救急患者(要保護者)が指定医療機関に運ばれた際、生活保護を要すると思われる場合は福祉事務所への速やかな連絡が大事であること
- ・要保護者(生活保護)受診時の注意事項
- ・医療扶助及び医療支援給付の内容



個別具体的な医療扶助の取扱いについてご不明な点がある場合は、各福祉事務所にお問い合わせください。